

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	法令の番号	平成14年佐賀県条例48号				
不利益処分の種類	揚水施設の一時使用停止命令	根拠条項	条例第32条				
処分基準	<p>第32条 知事は、地下水採取規制地域内において揚水施設により地下水を採取する者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該揚水施設の構造もしくは使用の方法の改善を命じ、または第24条第1項ただし書の規定による承認に係る同項ただし書に規定する規則で定める用途以外の用途に供する地下水の採取の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第24条第1項の規定に違反して地下水を採取しているとき。</p> <p>(2) 第24条第1項ただし書の規定による承認を受けた揚水施設の構造もしくは使用の方法を変更して地下水を採取し、又は当該揚水施設により当該承認に係る同項ただし書に規定する規則で定める用途以外の用途に供する地下水を採取しているとき。</p> <p>2 知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該揚水施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	環境課	交付機関	環境課	目次 NO